

第10回関市・武儀郡町村合併協議会

平成16年4月27日(火)

関市市役所大会議室

開 会 午後2時02分

1 あいさつ

2 承認事項

第1号 武芸川町加入に伴う調整方針の一部変更について

第2号 保健衛生事業①保健事業の取扱いについて

第3号 保健衛生事業②衛生事業の取扱いについて

第4号 障害者福祉事業の取扱いについて

第5号 高齢者福祉事業の取扱いについて

第6号 生活保護事業の取扱いについて

第7号 その他の福祉事業の取扱いについて

第8号 健康づくり事業の取扱いについて

第9号 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて

3 協議事項

第1号 議会の議員の定数及び任期の取扱いの一部変更について

第2号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの一部変更について

第3号 一部事務組合等の取扱いについて

第4号 電算システム事業の取扱いについて

第5号 男女共同参画事業の取扱いについて

第6号 姉妹都市、国際交流事業の取扱いについて

第7号 広報広聴事業（自治会組織）の取扱いについて

第8号 広報広聴事業（広報紙）の取扱いについて

第9号 納税関係事業の取扱いについて

第10号 消防防災関係事業の取扱いについて

第11号 交通関係事業の取扱いについて

第12号 窓口業務の取扱いについて

第13号 ゴミ収集業務事業の取扱いについて

第14号 環境対策事業の取扱いについて

第15号 建設関係事業の取扱いについて

第16号 小中学校の通学区域の取扱いについて

第17号 学校教育関係事業の取扱いについて

第18号 文化振興事業の取扱いについて

第19号 生涯学習関係事業の取扱いについて

- 4 次回（第11回）協議会での協議事項（資料提供）
- ①コミュニティ施策について
 - ②その他協議が必要な事業（第三セクター）について
 - ③その他協議が必要な事業（除雪対策）について
 - ④その他協議が必要な事業（社会福祉協議会）について
 - ⑤その他協議が必要な事業（シルバー人材センター）について
- 5 新市建設計画報告書（案）について
- 6 その他
- 閉 会 午後 4 時 04 分
-

出席者（36名）

【関市】	会 長	後 藤 昭 夫	（市長）
	委 員	石 原 教 雅	（議長）
	委 員	岡 田 洋 一	（議員）
	委 員	松 井 茂	（議員）
	委 員	三ツ岩 征 夫	（議員）
	委 員	野 田 豪 一	（学識経験者）
【洞戸村】	委 員	武 藤 末 彦	（村長）
	委 員	野 村 昭	（議長）
	委 員	後 藤 明 朗	（議員）
	委 員	本 田 修	（議員）
	委 員	野 村 真 富	（学識経験者）
	委 員	神 山 富 幸	（学識経験者）
【板取村】	副会長	長 屋 勝 司	（村長）
	監査委員	田 中 善 隆	（議員）
	委 員	長 屋 幹 夫	（議長）
	委 員	長 屋 敏	（議員）
	委 員	長 屋 道 郎	（学識経験者）
	委 員	長 屋 和 幸	（学識経験者）
	委 員	福 田 尚 雄	（町長）
【武儀町】	委 員	池 戸 久 夫	（議長）
	委 員	土 屋 昭 雄	（議員）
	委 員	遠 藤 慶 司	（議員）
	委 員	土 屋 希 睦	（学識経験者）
	委 員	美 濃 羽 大 祐	（学識経験者）
	委 員	波 多 野 保	（村長）
【上之保村】	委 員	加 藤 桂	（議長）
	委 員	波 多 野 昭 男	（議員）

	委員	長尾匡雄	(議員)
	委員	河合正則	(学識経験者)
	委員	波多野勇	(学識経験者)
【武芸川町】	委員	山田憲幸	(町長)
	委員	山田時司	(議長)
	委員	西田忠昭	(議員)
	委員	杉山ミサ子	(議員)
	委員	杉本富夫	(議員)
	委員	山口保彦	(学識経験者)

オブザーバー 大門重一郎(岐阜県中濃地域振興局武儀事務所長)

欠席者(1名)

参与 亀山 穠(岐阜県中濃地域振興局長)

顧問 井上一郎(岐阜県議会議員)

顧問 林幸広(岐阜県議会議員)

欠席者(1名)

顧問 尾藤義昭(岐阜県議会議員)

幹事会	【関市】	西尾治	(助役)
		森義次	(総務部長)
	【洞戸村】	林修美	(助役)
	【板取村】	長屋賢治	(助役)
	【武儀町】	森弘	(助役)
	【上之保村】	宇佐見勝彦	(助役)
	【武芸川町】	田下勇司	(助役)

傍聴者(44名)

関市：21名 洞戸村：7名 板取村：2名

武儀町：4名 上之保村：3名 武芸川町：7名

職務のため出席した事務局職員

事務局長 藤川逸美 事務局次長 中村 繁

開 会

○事務局次長

皆さん、こんにちは。本日は大変な悪天候になってしまいましたが、このような天候にもかかわらず協議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございました。定刻を少し過ぎましたが、ただいまから第10回関市・武儀郡町村合併協議会を始めたいと思います。

本日は顧問の井上一郎県会議員さんに御出席をいただいておりますので御紹介いたします。

では、ここで委員の交代の御報告を申し上げたいと思います。参与をお願いしておりました田代一弘中濃地域振興局長さんが、県の人事異動によりかわられまして、今回から亀山穠中濃地域振興局長さんに御就任をいただくことになりました。なお、本日は所用のため御欠席でございます。

また、もう一方、オブザーバーをお願いしておりました棚瀬直美武儀事務所長さんも県の人事異動によりかわられまして、今回から大門重一郎武儀事務所長さんをお願いすることになりました。本日御出席をいただいております。どうぞよろしく願いいたします。

それから、顧問の林幸広県会議員さんに御出席をいただいておりますので、ご紹介を申し上げます。ありがとうございます。

では、本日の委員さんの御出席についてでございますが、本日は全員の出席ということで会議は成立いたしておりますので御報告させていただきます。

1 会長あいさつ

○事務局次長

では、会長さんよりごあいさつをいただきたいと思います。よろしく願いします。

○後藤昭夫会長

大変お忙しいところ、第10回となりますこの協議会に御出席をいただきまして、こんな天気にもかかわらずありがとうございました。

協議の最終年度にも入りましたが、今年に入りまして、周辺の合併協議会の解散やら離脱やらいろいろ新聞で御承知のとおりでございますけれども、いずれにいたしましても、それぞれ事情と理由があつてのことで、私どもといたしましてはとやかく申し上げるつもりはございませんが、非常にデリケートな問題でございますので、それぞれよろしく願いをいたしたいと思います。幸いこの協議会におきまして、皆さん方の深い理解のもとに順調に会議が進んでおりまして、深く感謝を申し上げます。

この合併の協議も最終段階に入っております、きょうもこのような分厚い議案書となっておりますが、具体的な数値などが表面化する中で、とにかく議論が複雑化して調整がとれなくなることもあろうかと思っておりますが、合併の趣旨に伴いまして、住民のための効率的な行財政運営を目指して熱い議論をお願いをいたしたいと思っております。予定の6月の調印に向けて中身の濃い議論と円滑な議事進行ができますことを心からお願いをいたしまして議事に入りたいと思っております。どうも皆さん、御苦労さまでございます。

○事務局次長

ありがとうございました。

では、会長さんには引き続き議長として会議を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしく御協力を御願い申し上げます。

では、本日の協議会の会議録署名委員を指名させていただきますと思います。武儀町の土屋希睦委員さんと上之保の河合正則委員さんのお二人にお願いします。

では、協議に入りますが、その前に前回（第9回）の協議会で出されました御意見がまとめてありますので、御報告を申し上げたいと思っております。

事務局から報告をお願いします。

○事務局長

合併協議会事務局の藤川といいます。よろしく願いいたします。

それでは、皆様方のお手元でございます、先日お配りしました資料に基づきまして御説明申し上げますが、その前に、本日皆様方のテーブルの上に2種類の資料を配らせていただきました。大変申しわけない話でございますが、ただいまから説明いたします第9回の関市・武儀郡町村合併協議会結果の製本について、裏表反対にとじておりますので、別途出させていただきます。もう1枚につきましては、最後のページでございますが、上から2行目が「第6回新市建設作成小委員会」になっておりましたが、これは「第6回新市建設計画作成小委員会」でございます。大変失礼いたしました。おわびして訂正させていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、前回（第9回）の合併協議会結果について御説明申し上げます。

まず、報告事項でございますが、報告第1号 関市・武儀郡4町村合併協議会規約変更について、報告第2号 関市・武儀郡4町村合併協議会に係る諸規程の変更について、この2件はすべて了承を得られました。

2 承認事項でございますが、議案第1号 関市・武儀郡4町村合併協議会会議運営規程の変更について、議案第2号 関市・武儀郡4町村合併協議会新市建設計画作成小委員会規程の変更について、議案第3号 関市・武儀郡4町村合併協議会会議の傍聴に関する規程の変更について、議案第4号 平成16年度関市・武儀郡町村合併協議会事業計画について、議案第5号 平成16年度関市・武儀郡町村合併協議会予算について、議案第6号 保健衛生事業①保健事業（国保直営診療所）の取扱いについて、この6件につきまして、すべてここに記載してございますように承認を受けたものでございます。

次のページへ移っていただきたいと思っております。

3 協議事項でございます。協議第1号 保健衛生事業①保健事業の取扱いについて、協議第2号 保健衛生事業②衛生事業の取扱いについて、この2件につきましては、次回の承認事項とすることです承を受けました。

協議第3号 障害者福祉事業の取扱いについて、これにつきましては、市町村名の敬称を略させていただきますが、武芸川町から重度心身障害者医療費助成について、身障手帳4級から6級保持者は引き続き対象とすることについて幹事会で検討されたいという御意見がございました。その結果、幹事会で検討後、次回の承認事項とすることです承ということになっております。その後、幹事会を開きまして、本日協議の方針案ということで提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

協議第4号 高齢者福祉事業の取扱いについて、協議第5号 生活保護事業の取扱いについて、この2件につきましては、次回の承認事項とすることです承を承りました。

協議第6号 その他の福祉事業の取扱いについて。武芸川町から施設の管理運営については合併時まで調整することになっているが、当町では使用料は無料としているため、適切な料金体制とされたいということで、結果としては幹事会で検討後、次回の承認事項とすることです承ということになっております。これにつきましても、その後、幹事会を行いまして、使用料の御負担はお願いしたいわけですが、福祉施設の目的を考慮し、合併時まで適切な料金体制になるよう調整を引き続きしていくということで御理解を賜りたいと思っております。

協議第7号 健康づくり事業の取扱いについて、協議第8号 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて、この2件につきましては、次回の承認事項とすることです承を受けたものでございます。

次のページをお願いいたします。

次回（第10回）協議会での協議事項について、①から⑩まで事務局の方から資料の御説明をさせていただいたものでございます。内容につきまし

てはここに書いてあるとおりでございますので、よろしく申し上げます。

5、その他。板取村から保育事業について、市町村合併は少子化、過疎化対策の手段でもあるので、合併の議決前に具体的な政策を示し、環境整備に手を尽くしてほしいという御意見を受けました。

以上、第9回の合併協議会結果について御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま事務局から説明をいたしました。この報告事項につきまして、御質問があれば承りたいと思います。今回はこのような内容であったというふうに確認をいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

2 承認事項

○議長

それでは、承認事項に入ります。

議案第1号の武芸川町加入に伴う調整方針の一部変更についてを議題と供します。

事務局から説明を願います。

○事務局長

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

既に5市町村の間で御承認を受けたものにつきましての武芸川町を加えた6市町村の資料につきましては、別添の関市・武儀郡町村合併協議会資料（武芸川町加入に伴う追加資料）ということで、資料提供を別冊で出させていただきますので、それをごらんいただきながらよろしく願いしたいと思います。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号 武芸川町加入に伴う調整方針の一部変更について。

武芸川町加入に伴い、関係する承認済み調整方針の一部を変更することについて、承認を求めるというものでございます。

2ページをお願いいたします。

読み上げながら説明にかえさせていただきます。左上に打ってございます数字については協定項目の番号でございますので、飛び飛びになっている分もでございますのでよろしく申し上げます。

まず、5. 財産及び債務の取扱い（案）でございますが、5町村の所有する財産、公の施設及び債務はすべて関市に引き継ぐものとする。ただし、財産区が所有する財産は、引き続き財産区有財産とする。

8. 地方税の取扱い（案）。

基本的には関市の制度に統一するものとするが、差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 法人市民税の法人税割の税率については、合併の日以後に終了する事業年度分から関市の例による。

(2) 入湯税については、合併時から板取村、上之保村及び武芸川町の例により新市において課税する。このアンダーラインの振ってございます、この場合、「武芸川町」のこういう部分につきまして、追加した部分、あるいは数字をなぶった部分になっておりますので、御理解賜りたいと思いません。

(3) 固定資産税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併する日の属する年度及び平成17年度分については不均一課税とし、平成18年度より税率を1.4%に統一する。

(4) 都市計画税については、今後の都市計画が定まるまで、現行の課税区域に課税する。

(5) 個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、平成17年度より関市の例による。

9. 一般職員の身分の取扱い(案)。

洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町の一般職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて関市の一般職員として引き継ぐものとする。洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町の一般職員の身分の取り扱いについては、関市の一般職員との均衡に配慮し、取り扱うものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

12. 地域審議会の取扱い(案)。

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、区域を関市に編入する前の洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町の区域ごとに地域審議会を設置する。各区域の地域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとするということで、別紙は1枚めくっていただきたいと思いません。

4ページでございますが、地域審議会の設置に関する協議ということでございます。簡単に御説明申し上げますと、第2条にそれぞれ5町村の審議会ということで、関市洞戸地域審議会、以下板取、武儀、上之保、武芸川となっております。

3条は設置期間でございますが、平成27年3月31日まで、おおむね10年間ということでございます。

4条に所掌事項がございまして、5項目書いてございますが、まず、(1)は新市建設計画の変更に関する事項、(2)新市建設計画の執行状況に関する事項、(3)地域振興のための基金の活用に関する事項、(4)新市の基

本構想の作成及び変更に関する事項、(5)その他市長が必要と認める事項。

2 といたしまして、審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるができるということです。

5 条では、組織になっておりました、委員は10名以内で組織するという事で、その構成につきましては、(1) から (3) に書いてございます。任期につきましては、6 条で2年ということになっておりますが、再任は妨げないということが2項でうたってございます。

そのほか、5 ページにまいりますと、9 条で、審議会の会議は会長が招集するという事でございますが、議長は会長をもって充てる。さらには、会議は毎年1回以上行くと。また、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があれば開催するものとするということもここで記載しております。

最後に、附則といたしまして、この協議は平成17年2月1日から施行するという事で、よろしくお願いしたいと思うわけでございます。

それでは、またもとへ戻っていただきまして、3 ページをお願いいたします。

13. 支所の取扱い(案)。

洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町にそれぞれ支所を設置する。また、支所機能に見合った適正な職員配置を行うとともに、住民サービスに急激な変化をきたすことのないよう配慮する。それぞれに設置される支所の名称については、現在の洞戸村役場を「関市洞戸事務所」、板取村役場を「関市板取事務所」、武儀町役場を「関市武儀事務所」、上之保村役場を「関市上之保事務所」、武芸川町役場を「関市武芸川事務所」とする。

14. 特別職の身分の取扱い(案)。

洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町の常勤の特別職及び教育長の身分の取り扱いについては、原則として全員失職となっているが、特別の事由があると認められる場合は、6 市長村の長が別に協議して定めるものとする。洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町の非常勤の特別職の身分の取り扱いについては、それぞれ職の必要性を検討し、調整を行うものとする。

15. 条例、規則の取扱い(案)。

関市の条例、規則を適用する。ただし、洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町のみ適用のある条例、規則のうち、必要なものは関市に引き継ぐものとする。各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則については、その調整内容に基づき整理を行うものとする。

20. 町名・字名の取扱い(案)。

洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町の町名・字名については、各町村の意向を尊重するものとする。ただし、町名、地番等が重複し

ないよう調整するものとする。

24. 消防団の取扱い（案）。

1 消防団については、当分の間は、各市町村の現在の組織を基本とした6消防団による連合体とする。ただし、合併後の適切な時期に、人員も含めた総合的な消防団組織の見直しを行うものとする。

2 消防団員の身分、報酬、手当等については関市に準ずるものとする。

3 式典等の行事及び機械器具等については、現行のとおりとする。ただし、合併後、消防団の組織の再編に合わせて調整を行うものとする。

4 消防相互応援協定については現行のとおりとし、合併後調整するものとする。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま説明を申し上げました武芸川町加入に伴う調整方針の一部変更につきまして、御意見等がございましたら承りたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、承認することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、提案どおり承認することにいたします。

続きまして、議案第2号の保健衛生事業①保健事業の取扱いについてを議題と供します。

説明願います。

○事務局長

6ページをお願いいたします。

議案第2号 保健衛生事業①保健事業の取扱いについて。

保健衛生事業①保健事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

7ページをお願いいたします。

26-8. 保健衛生事業①保健事業。

調整方針（案）。

1 成人・老人保健事業における各種検診事業については、関係機関と協議のうえ、平成17年度から関市の制度を基本に統一するものとする。ただし、実施方法については、従前の方法を基本とし、細部については新市において調整するものとする。

2 母子保健事業及び各種予防接種事業については、平成17年度から関市の制度を基本に統一するものとする。ただし、実施方法については従前の方法を基本とし、細部については新市において調整するものとする。

なお、資料につきましては、前回提出いたしました46ページから53ページに記載してございますので、よろしくお願いいたします。

以上、御審議のほどお願いいたします。

○議長

今、説明いたしました保健事業の取扱いにつきましては、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ調整案どおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

次に、第3号議案の保健衛生事業の衛生事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

8ページをお願いいたします。

議案第3号 保健衛生事業②衛生事業の取扱いについて。

保健衛生事業②衛生事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

9ページをお願いいたします。

26-8. 保健衛生事業②衛生事業。

調整方針（案）。

1 板取村のし尿処理料金の賦課徴収については、合併時に廃止するものとする。

2 合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、補助要綱の調整を行った上で、合併時から新市において適用するものとする。

3 浄化槽清掃業の許可事業については、現行のとおりとする。ただし、期間及び手数料については、合併時から関市に統一するものとする。

4 ネズミ及び衛生害虫の駆除事業については、合併時から新市における駆除の実施は廃止するものとする。

5 動物の指導管理事業については、現行のとおりとするということです。

資料につきましては、第9回協議会の資料の55ページから58ページにございますので、よろしくお願いいたします。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長

今、説明をいたしました保健衛生事業の衛生事業につきまして、御意見等がございましたら承りたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。異議ないと認めまして、調整案どおり承認す

ることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号の障害者福祉事業の取扱いについてを議題と供します。

説明願います。

○事務局長

10ページをお願いいたします。

議案第4号 障害者福祉事業の取扱いについて。

障害者福祉事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

11ページをお願いいたします。

26-9. 障害者福祉事業。

1 重度心身障害者医療費助成事業及び重度心身障害老人医療費助成事業については、合併時から関市の制度に統一するものとする。

2 タクシー利用助成事業については、合併時から関市の制度に統一するものとし、武儀町の助成事業は合併時に廃止するものとする。

3 重度心身障害児手当支給事業については、合併時から関市の制度を適用するものとする。

4 入浴サービス事業については、合併時から関市の制度に統一するものとするということです。

なお、資料につきましては、前回の協議会の資料60ページから64ページに載せてございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長

障害者福祉事業につきまして説明をいたしました。これにつきまして御意見等がございましたら承りたいと思います。ございませんか。

○河合正則委員

先般、武芸川町さんからも出ていると思いますが、市町村の単独事業におきまして、重度身障者の医療の助成が関市の条例に従うということになりますと、各5町村が行っている事業が廃止ということになりかねませんので、基本的には調整案どおりで賛成いたしますが、幹事会で検討をという先回りのときに出ておりましたが、その後、幹事会の方でどんな調整がなされたのか、あるいは、まだ調整中なのか、ちょっとお聞きしたいのと、まだできていなければ、この点お含みをいただきながら重度身障者の医療の助成については上之保で約19名が対象になっておりますので、そうした点、御考慮いただければありがたいと思います。

○議長

説明願います。

○事務局長

前回の合併協議会後に幹事会が開かれております。その中で、前回武芸川町から出ました御意見について調査をさせていただきました。今、御意見がございました。いろんな町村におきまして影響の出る方が、それぞれの自治体で少ないところで数名いらっしゃるし、多いところは今御発言のようなことになろうかと思えます。その中で幹事会でいろいろ協議いたしました。その結果、最終的には今申し上げました方針案で承認事項として上げるということで、幹事会の中では御承認を賜っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思えます。

以上です。

○議長

よろしゅうございますか。一応、幹事会で承認をされたということでございます。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、調整案どおり承認することにさせていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。提案どおり承認することにいたします。

次に、議案第5号の高齢者福祉事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

12ページをお願いいたします。

議案第5号 高齢者福祉事業の取扱いについて。

高齢者福祉事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

13ページをお願いいたします。

26-10. 高齢者福祉事業。

調整方針案。

1 敬老事業については、合併時に関市の制度に統一するものとする。

2 69歳老人医療費助成事業については、現行のとおりとする。

3 寝具類等乾燥消毒サービス事業については、関市の制度を適用するものとする。

4 家族介護慰労事業等については、関市の制度に統一するものとし、板取村、武儀町及び武芸川町の高齢者介護用品支給事業、武儀町及び武芸川町の家族介護者交流事業については、合併時に廃止するものとする。

5 紙おむつ購入券助成事業及び配食サービス事業については、合併時に関市の制度に統一するものとする。

6 高齢者生活支援助成事業及び高額療養資金等貸付事業については、合併時に関市の制度を適用するものとする。

なお、資料につきましては、前回の協議会での資料の66ページから73ページに記載してございますので、よろしくお願いいたします。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長

説明をいたしました高齢者福祉事業の取扱いについて、御意見がありましたら承りたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議ないと認めまして、提案どおり承認することに決定をいたします。

続きまして、議案第6号の生活保護事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

続きまして、14ページをお願いいたします。

議案第6号 生活保護事業の取扱いについて。

生活保護事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

15ページをお願いいたします。

26-13. 生活保護事業。

調整方針（案）。

生活保護事業については、社会福祉法・生活保護法に基づき、関市社会福祉事務所において引き続き実施するものとする。

なお、資料につきましては、前回の資料75ページから77ページに書いてございますので、よろしく願いします。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長

説明いたしました生活保護事業の取扱いについて、御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議ないと認めまして、提案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、議案第7号 その他の福祉事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

16ページをお願いいたします。

議案第7号 その他の福祉事業の取扱いについて。

その他の福祉事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

17ページをお願いいたします。

26-14. その他の福祉事業。

調整方針（案）。

1 福祉施設については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただ

し、管理運営については、合併時まで調整するものとする。

2 災害援護資金貸付事業については、関市の制度に統一するものとする。

資料につきましては、前回の協議会資料の79ページから83ページに記載してございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長

その他の福祉事業の取扱いについて説明をいたしました。これにつきまして御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。提案どおり承認することにいたします。

次に、議案第8号 健康づくり事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

18ページをお願いいたします。

議案第8号 健康づくり事業の取扱いについて。

健康づくり事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

19ページをお願いいたします。

26-15. 健康づくり事業。

調整方針（案）。

1 健康日本21市町村計画については、関市の計画を基本とし、新市における市民の健康づくりの推進に努めるものとする。

2 健康づくり推進協議会、食生活改善推進員及び健康福祉フェスティバルについては、関市の制度を基本とし、合併後に統一するものとする。

なお、資料につきましては、前回の資料85ページから88ページに書いてございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長

健康づくり事業の取扱いについて説明をいたしました。これにつきまして御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議ないと認めまして、提案どおり承認することにいたします。

続きまして、議案第9号の勤労者・消費者関連事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

20ページをお願いいたします。

議案第9号 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて。

勤労者・消費者関連事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

21ページをお願いいたします。

26-20. 勤労者・消費者関連事業。

調整方針（案）。

勤労者・消費者関連事業については、合併時から関市の制度を適用するものとするというものです。

資料につきましては、前回資料90ページから93ページにございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長

勤労者・消費者関連事業の取扱いについて説明をいたしました但、これについて御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

意見がないようでございますので、承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めまして、提案どおり承認することにいたします。

3 協議事項

○議長

それでは、3の協議事項に入らせていただきます。

協議第1号 議会の議員の定数及び任期の取扱いの一部変更についてを議題と供します。

説明願います。

○事務局長

22ページをお願いいたします。

協議第1号 議会の議員の定数及び任期の取扱いの一部変更について。

武芸川町加入に伴い、議会の議員の定数及び任期の取扱いに係る調整方針の一部を変更することについて、協議を求めるというものでございます。

23ページをお願いいたします。

なお、この議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、2月26日の第8回の協議会の場で5市町村間では承認を承っておりますけれども、今申し上げました理由によりまして、協議事項ということで上げさせていただくわけでございますので、よろしくお願いいたします。

23ページ、調整方針（案）。

市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項の規定を適用し、関市の議会議員の残任期間に限り、編入される町村の選挙区の定数を加えた数とし、その選挙区の定数は次のとおりとする。洞戸村の区域1人、板取村の

区域 1 人、武儀町の区域 1 人、上之保村の区域 1 人、武芸川町の区域 2 人。合併後、最初に行われる一般選挙については、旧市町村の区域をもって選挙区とし、各選挙区の定数は次のとおりとする。関市の区域 19 人、洞戸村の区域 1 人、板取村の区域 1 人、武儀町の区域 1 人、上之保村の区域 1 人、武芸川町の区域 2 人。将来における議会の議員の定数及び選挙区を設けることについては、その後、新市において調整するものとするということです。

なお、下の段に参考資料をつけさせていただきました。定数特例という考え方でおりまして、一番左が現在の 6 市町村の議員の数でございます。合計 83 名でございますが、そこで 5 町村におきまして、今申し上げました人数で増員選挙を行います。そして、関市の任期が 19 年 4 月 30 日でございますので、その間、それぞれの議員数を選んでいただくということです。ちなみに、人口案分いたしますと、真ん中の「定数特例」と書いてございますところですが、関市を 23.00 といたしますと、洞戸村 0.72、板取村 0.59、武儀町 1.30、上之保村 0.77、武芸川町 2.06 となります。1 未満につきましては、繰り上げて 1 となりますし、それ以外は四捨五入ということになっておりますので、その右に書いてございますような人数になるわけでございます。そして、その後は一般選挙で一番右の表にありますような人数になるということです。なお、任期は平成 23 年 4 月 30 日ということでございます。

よろしく御協議のほど、お願いいたします。

○議長

ただいま協議第 1 号で議会の議員の定数及び任期の取扱いの一部変更について説明を申し上げました。これにつきまして、御質疑、御意見ございませんか。

○岡田洋一委員

調整案につきまして、反対という意味ではありませんけれども、確認の意味で、関市におきましては、明日特別委員会を開催いたしますので、この件について確認をしたいと思っておりますので、一応協議という扱いとしていただきまして、次回に御決定を賜りたくお願い申し上げたいと思っております。

○議長

今、関市の岡田委員から、次回の協議会で承認事項として調整してほしいという御意見がございましたが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次回の協議会において、承認事項として取り扱っていきたいと思っております。

次に、協議第 2 号の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの一部変更についてを議題と供します。

説明願います。

○事務局長

24ページをお願いいたします。

協議第2号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの一部変更について。

武芸川町加入に伴い、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに係る調整方針の一部を変更することについて、協議を求めるというものでございます。

25ページをお願いいたします。

この7の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、昨年12月25日の第6回の協議会の場で承認済みでございますが、先ほど申し上げましたような内容によりまして、今回、協議事項として上げさせていただきわけでございますので、よろしくをお願いいたします。

調整方針、(案)。

農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、従前の市町村に設置されていた農業委員会は、引き続き存続するものとし、合併後、最初の一般選挙及びそれに続く一般選挙においては、農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定を適用し、三つの委員会とし、各委員会の区域及び委員数は次のとおりとする。関市の区域、選挙委員18人、選任委員2人、洞戸村と板取村と武芸川町の区域、選挙委員15人、選任委員3人、武儀町と上之保村の区域、選挙委員10人、選任委員2人、その後の委員の取り扱いについては、新市において調整するものとするということでございます。

下の参考資料を見ていただきますと、表でございますが、現在、選挙の委員72人、選任26人、計98人いらっしゃいます。任期は合併年の17年7月19日でございますので、それまで在任していただきまして、その後、一番右に書いてございます三つの委員会を置くということでございます。今、申し上げました人数になっております。任期は3年でございます。これを2回実施するというので、6年後の平成23年7月19日までが任期になるということでございます。

以上、御協議のほどお願いいたします。

○議長

ただいま説明申し上げました農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの一部変更につきまして、御協議を願いたいと思います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、今、説明申し上げました調整方針どおり決定させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。以上、決定をさせていただきます。

次に、協議第3号 一部事務組合等の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

26ページをお願いいたします。

協議第3号 一部事務組合等の取扱いについて。

一部事務組合等の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

27ページをお願いいたします。

11. 一部事務組合等の取扱い。

調整方針（案）。

1 洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町がそれぞれ加入している一部事務組合から、合併の日の前日をもって脱退する。

2 洞戸村、板取村及び武芸川町が加入する岐北衛生施設利用組合は、合併の日の前日をもって脱退し、新市が合併の日をもって当該組合に加入するというものでございます。

なお、参考資料を下に書いてございます。ここに書いてございますようないろいろな組合にそれぞれの市町村が加入しているわけでございます。特に、3段目の岐北衛生施設利用組合につきましては、管理者は山県市長、構成市町村は山県市、洞戸村、板取村、武芸川町ということになっておりまして、45年8月31日に設立されて、し尿処理、火葬場の設置及び管理運営事務を共同処理業務としてなさっていただいているということでございます。

以上、御協議のほどお願いいたします。

○議長

それでは、一部事務組合等の取扱いについて、御協議をお願いいたします。

ございませんか。

次回でも結構だそうでございますが、これで承認いただければ承認すると。

〔発言する者あり〕

それでは、次回の協議会に承認事項として調整するという事によろしゅうございますか。

〔発言する者あり〕

それでは、これで承認してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

次に、協議第4号の電算システム事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

29ページをお願いいたします。

協議第4号 電算システム事業の取扱いについて。

電算システム事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

30ページをお願いいたします。

25. 電算システム事業。

調整方針（案）。

電算システムについては、合併時から安全かつ確実に稼働させるものとし、住民サービスの低下を招かないよう、関市の電算システムを基本として統合・調整するというものでございます。

なお、そのページ以降、それぞれのシステム、ちなみに30ページから33ページにつきましては、オンライン業務といたしまして、106項目挙げてございます。34ページにはバッチ業務といたしまして17項目、防災関連2項目、監視システム2項目、それぞれ丸が振ってありますのが現在運行している、バッチはまだしていないという内容でございます。そういう中で、今申し上げました調整方針（案）で御提案するわけでございます。

御協議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長

今、説明いたしました電算システム事業につきまして、御協議を願いたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次の協議会に承認事項として調整案を提案するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

それでは、第5号の男女共同参画事業の取扱いについてを提案させていただきます。

○事務局長

36ページをお願いいたします。

協議第5号 男女共同参画事業の取扱いについて。

男女共同参画事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

37ページをお願いいたします。

26-1. 男女共同参画事業。

調整方針（案）。

男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、関市の制度を適用し、

事業推進に努めるものとする。

それ以下、参考資料がございますが、現在、関市が、「せき男女共同参画まちづくりプラン」という名称のもとに、平成11年度から平成20年度間で、このような内容で、今現在、実施中でございます。

よろしく御協議のほどお願いいたします。

○議長

御協議を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次回の協議会に出すということより、ここで承認いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

それでは、承認事項として決定させていただきます。

協議第6号の姉妹都市、国際交流事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

39ページをお願いいたします。

協議第6号 姉妹都市、国際交流事業の取扱いについて。

姉妹都市、国際交流事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

40ページをお願いいたします。

26-2. 姉妹都市、国際交流事業。

調整方針（案）。

1 姉妹都市・友好都市については、関市の制度に統一するものとする。ただし、板取村及び上之保村における交流事業については、相手の意思等を確認し、地域間交流等のあり方を含め、調整するものとする。

2 交流組織及び交流事業については、関市の制度に統一するものとするということです。

以下、資料が挙げてございます。40ページにつきましては、姉妹都市・友好都市、それぞれ締結先等を書いてございます。よろしく申し上げます。

41ページは、交流組織ということで、関市国際交流協会、板取地球村推進協会、上之保村国際友好協会がございまして。交流事業は下段に書いてあるとおりでございます。

よろしく御協議のほどお願いいたします。

○議長

説明申し上げました姉妹都市、国際交流事業の取扱いについて、御協議をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、この場で承認することにさせてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

どうもありがとうございました。

それでは、承認することに決定いたします。

続きまして、協議第7号の広報広聴事業（自治会組織）の取扱いについてを議題といたします。

○事務局長

43ページをお願いいたします。

協議第7号 広報広聴事業（自治会組織）の取扱いについて。

広報広聴事業（自治会組織）の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

44ページをお願いいたします。

26-3. 広報広聴事業。

調整方針（案）。

自治会組織については、合併時から関市の制度に統一した新市の組織を編成する。洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町においては、現行の区域ごとに新たに自治会を組織し支部を編成する。各支部ごとに自治会連合会理事（支部の代表者）を選出する。自治会活動奨励金、自治会連合会補助金等については、平成17年度から関市の制度に統一するというものでございます。

以下、参考資料をつけてございますが、44ページにつきましては、現在の構成でございます。関市は13支部442自治会がありますが、町村につきましては、区を設けておられます。洞戸村15区、板取村20区、武儀町27区、上之保村11区、武芸川町9区というふうになっております。

45ページにつきましては、新市の場合の自治会連合会構成ということで、こういう形になろうかと推測されますので、添付させていただきました。すべて合計いたしますと20支部578自治会ということでございます。武芸川町におきましては、武芸川支部ということで、63自治会ということで、武芸川町は1つの支部で臨むということの御報告を承っておりますので、このような資料にさせていただいたわけでございます。

46ページにつきましては、会長以下、このような役員になっているということです。自治会活動奨励金、自治会連合会補助金については、中段、下段にそれぞれ掲げてございます。

よろしく御協議のほどお願いいたします。

○議長

広報広聴事業の自治会組織につきまして、御協議を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次回というよりも、ここで承認していただければスムーズに行くと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、承認させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

続きまして、協議第8号の広報広聴事業（広報紙）の取扱いについてを協議願います。

○事務局長

48ページをお願いいたします。

協議第8号 広報広聴事業（広報紙）の取扱いについて。

広報広聴事業（広報紙）の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

49ページをお願いいたします。

26-3. 広報広聴事業。

調整方針（案）。

広報紙については、合併時から関市の制度に統一し、引き続き情報の提供に努める。なお、広報の配布方法については、関市の例を基本に調整するものとするということでございます。

下に資料が設けてございますが、発行回数におきましては、関市年23回、洞戸村年12回、板取村年12回、武儀町年12回、上之保村年10回、武芸川町年12回になっております。その他、配布方法につきましては一番下の段に書いてございます。

よろしく御協議のほどお願いいたします。

○議長

広報広聴事業（広報紙）の取扱いについて協議を願います。

ございませんか。

○山田憲幸委員

武芸川町でございますけれど、総論は賛成というか、異議はございませんけれども、武芸川町独自に、広報紙以外に「くらしのカレンダー」というのを各戸に配布しておりますして、住民からも極めて人気がございます。幹事会で検討していただきたいということで、きょうの議員協議会でも、幹事会にゆだねるといふことにはしておりますけれども、この席で各支所ごとにでも出していただく方法で御検討がいただけたらということで、一応要望としてお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長

要望として承ります。そして、幹事会の方で御協議を願いたいと思います。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、この件につきましては、調整案どおり御承認をいただいたことにいたしてよろしゅうございますか。難しければ、次の議会に協議事項として挙げたいと思いますが。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、次回の協議会に承認事項として調整案を提案することに決定いたします。ありがとうございました。

続きまして、議案第9号の納税関係事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

51ページをお願いいたします。

協議第9号 納税関係事業の取扱いについて。

納税関係事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

52ページをお願いいたします。

26-4. 納税関係事業。

調整方針（案）。

前納報償金及び督促手数料については、関市の制度に統一するものとするということでございます。

以下、資料をつけてございます。前納報償金につきましては、関市が100分の0.25、5町村につきましては100分の0.5になっております。督促手数料につきましては、上之保村が1通につき50円、その他の5市町村はそれぞれ100円ということになっております。

53ページにつきましては、計算例を関市と板取村で計算いたしました結果について、前回の協議会で詳しく御説明いたしましたので、本日は割愛させていただきます。

よろしく御協議のほどをお願いいたします。

○議長

説明いたしました納税関係事業につきまして、御協議を願いたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次回の協議会に承認事項として調整案を提案することで確認いたします。

次に、協議第10号 消防防災関係事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

55ページをお願いいたします。

協議第10号 消防防災関係事業の取扱いについて。

消防防災関係事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

56ページをお願いいたします。

26-5. 消防防災関係事業。

調整方針（案）。

1 自主防災組織については、基本的には、関市の制度に統一するものとする。ただし、組織の構成・人員については、現行のとおりとする。資料は56ページにございます。

2 消防協力団体については、当分の間は現行のとおりとし、合併後に関市の制度に準じて再編するものとする。資料は57ページにあります。

3 防災行政無線については、新市において周波数の統一を図り、各町村に整備されている防災行政無線局を統合し、統合卓及び選択呼出変換装置を設置し、遠隔操作により緊急放送体制を確保するものとする。資料は58ページにございます。

4 武儀町におけるオフトーク通信については、当分の間は現行のとおりとする。ただし、合併後、効率的な運用を検討し防災面も合わせて総合的に調整するものとする。資料は58ページにございます。

なお、56ページには自主防災組織、それぞれ6市町村の内容を書いております。

57ページにまいりますと、消防協力団体ということで、耐震消火隊、消防友の会、女性防火クラブ等を挙げてございます。

58ページにまいりますと、防災行政無線の中の同報系無線、移動系無線、それぞれ内容を書いておりますし、武儀町のオフトークについても、N T T回線を使った内容で記載いたしております。

よろしく御協議のほどお願いいたします。

○議長

ただいま、消防防災関係事業の取扱いについて説明を申し上げましたが、この件につきまして御協議を願いたいと思います。ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

なければ、次回の協議会に承認事項として調整方針を提案することを確認をいたします。

次に、協議第11号 交通関係事業の取扱いについてを議題と供します。

お願いします。

○事務局長

60ページをお願いいたします。

協議第11号 交通関係事業の取扱いについて。

交通関係事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

61ページをお願いいたします。

26-6. 交通関係事業。調整方針（案）。

路線バス及び自主運行バスについては、一体性の確保、地域の交通手段の確保の観点から、新たな総合交通体系の調整を行うものとする。

（1）現在運行中の自主運行バスについては、現行のまま新市に引き継ぐものとし、運行体系、料金体系については、合併後、検討するものとする。

（2）新市の一体性の確保のため、新たな総合交通体系については、早急に検討し調整するものとするということでございます。

資料といたしまして、61ページに自主運行バス、この表でいきますと、武儀町以外5市町村で、内容的には岐阜乗合自動車に委託されているようでございます。

62ページにつきましては、民間事業者への補助ということで、武儀町で実施されていると、このような内容になっております。

よろしく御協議のほどお願いいたします。

○議長

交通関係事業の取扱いについて、御協議を願います。

○土屋昭雄委員

ただいまの説明にありましたように、武儀町は、自主運行バスというのは現在ありません。そうした中で、この調整案の中にも出ておりますが、合併いたしましたときに、今、関市で行っておられますコミュニティーバスというか、そういった市内を巡回するようなバスを武儀町へ延長していただきたいと。そういうことについて、今後、御検討願いたいと思っております。

それで、特にこの合併について、町民からも自主運行バス、そういったものの要望もございますので、ひとつよろしく願います。

○議長

ここにも書いてありますように、新市の一体性の確保のために、新たな総合交通体系について、早急に検討し調整するということでございますので、お願いしたいと思います。

○後藤明朗委員

交通関係のことにつきましては、私どもにも案もございますので、自治会の方に協議をお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

○議長

それでは、次回の協議会に承認事項として調整方針を検討するというこ

とでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、協議第12号の窓口業務の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

63ページをお願いいたします。

協議第12号 窓口業務の取扱いについて。

窓口業務の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

64ページをお願いいたします。

26-7. 窓口業務。

調整方針（案）。

窓口業務における証明書等交付手数料、閲覧手数料及びその他申請手数料については関市の制度に統一するものとするということに案を出させていただきました。

なお、以下資料を書いておりますが、64ページには証明書等交付手数料ということで、それぞれ料金を書いております。3段目の印鑑登録証につきましては、武芸川町が200円でございますが、その他の5市町村はすべて300円となっております。

なお、65ページにつきましては、証明書等交付手数料と閲覧手数料、そして、その他申請手数料になっておりますが、閲覧手数料の2段目の住民基本台帳につきましては、3市町村で設けられておりますが、それぞれの金額になっております。

以上の資料の中で、御協議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長

ありがとうございました。窓口業務の取扱いについて説明をいたしました。これにつきまして御協議願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これも次の協議会に承認事項として調整方針を提案するということにしたいと思ひます。

次に、協議第13号 ゴミ収集業務事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

67ページをお願いいたします。

協議第13号 ゴミ収集業務事業の取扱いについて。

ゴミ収集業務事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

68ページをお願いいたします。

26-16. ゴミ収集業務事業。

調整方針（案）。

ごみ収集及びリサイクル業務については、現行のとおりとする。ただし、統一できるものは合併時まで調整するものとする。ごみ減量化補助金については合併時から、資源回収事業奨励金については平成17年度から、ともに関市の制度に統一するものとする。なお、減量化及び資源化に努めるものとするということでございます。

資料といたしまして、68ページにつきましては、ごみ収集関係の資料を添付しておりますが、運営方式につきましては、武芸川町が委託をなさっております。そのほかの5市町村につきましては、すべて直営ということになっております。その他収集頻度等につきましては、ここに書いてあるとおりでございます。

70ページをお願いしたいと思います。

70ページの中ほどに、ごみ減量化補助金というのがございます。これにつきましては、生ごみ堆肥化容器ということで、コンポストと電動式に分けて書いてございますし、そのページの一番下は、資源回収事業奨励金の金額が書いてございます。これらを御参考にしていただきまして、御協議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長

ゴミ収集業務につきまして御協議をお願いします。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これも次の協議会の承認事項として調整方針を提案するということで確認いたしたいと思います。

続きまして、協議第14号 環境対策事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

72ページをお願いいたします。

協議第14号 環境対策事業の取扱いについて。

環境対策事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

73ページをお願いいたします。

26-17. 環境対策事業。

調整方針（案）。

1 ISO14001については、関市の制度を適用するものとする。

2 火葬場については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、上之保村の火葬場については、利用可能な期間まで利用するものとし、現在関市が建設している新火葬場の利用料金等については、合併時まで調整するものとする。

3 岐北衛生施設利用組合に加入している、洞戸村、板取村及び武芸川

町については、現行のとおりとし、関市の火葬場も利用可能とするものとするということでございます。

参考資料といたしましては、73ページにはISO14001、これは現在関市のみが実施いたしております。平成12年3月15日に認証取得しているものでございます。

そして、74ページには関市の環境方針を書いてございますし、75ページにつきましては、火葬場の現在の運営状況、あるいは霊柩車を書いてございますが、火葬場につきましては、関市は現在新施設を建築中でございます。洞戸村、板取村、武芸川町は岐北斎苑を共同設置して運営していただいている。武儀町は可茂聖苑を利用と、それから上之保村は先ほど申し上げましたように、上之保村火葬場というものがございまして、これをご利用なさっていると、こういう内容になってございます。

76ページにつきましては、使用料が書いてございます。

このような資料の中で御協議賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長

環境対策事業の取扱いについて御協議を願います。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これも次回の協議会の承認事項として調整方針を提案する旨確認をいたします。

続きまして、協議第15号 建設関係事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

78ページをお願いいたします。

協議第15号 建設関係事業の取扱いについて。

建設関係事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

79ページをお願いいたします。

26-21. 建設関係事業。

調整方針（案）。

1 土木水利員については、関市の制度を適用するものとする。ただし、各町村における委員の配置及び定数等については、地域の実情を踏まえ調整するものとする。資料は79ページにあります。

2 都市緑化事業については、関市に準ずるものとし、細部の取扱いについては新市において調整するものとする。これも79ページ資料です。

3 武儀町における私設道改良事業補助金については、合併時に廃止するものとする。これも79ページです。

4 都市計画区域については、当分の間は現行のとおりとし、合併後、

新市において都市計画区域等の見直しを検討するものとする。資料は80ページです。

5 道路占用料及び屋外広告物許可手数料については、関市の制度に統一するものとする。資料としては81から82ページにございます。

6 公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。資料は83ページです。

7 急傾斜地崩壊対策事業分担金については、関市の制度に統一するものとし、武儀町における住宅地域崩壊防止事業補助金については、合併時に廃止するものとする。資料は84ページにございます。

なお、79ページの資料につきましては、土木水利員、これは現在関市のみにございますが、道路、水路の官民境界等について市と協議を行い、道水路の維持管理を行う制度というものでございます。

都市緑化につきましては、5市町村でそれぞれこのような内容となっております。板取村につきましては、「アジサイロード整備事業」という名前になっております。その他はすべてフラワーロード整備事業でございます。

そして、武儀町の私設道改良事業については、ここに記載されているような内容でございます。

80ページにまいりますと、都市計画区域、あるいは開発審議会等の実情を書かさせていただいております。

そして、そのページの一番下に、都市緑化ということで生垣設置奨励補助金、これは関市のみの制度です。

そして、81ページから道路占用料、さらには82ページは屋外広告物許可手数料、それぞれこのような内容になっておりますし、83ページは市町村それぞれの住宅でございます。下の方を見ていただきますと、関市は584戸、洞戸村は12戸、板取村は32戸、武儀町は45戸、上之保村は18戸、武芸川町は58戸でございます。

そして、84ページには、急傾斜地崩壊対策事業、このような内容で現在なされている、こういう中から御協議のほどを賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長

建設関係の事業の取扱いについて、今説明をいたしました。御協議を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これも次の協議会の承認事項として調整方針を提案することにいたしたいと思っております。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

次に、協議第16号の小中学校の通学区域の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

85ページをお願いいたします。

協議第16号 小中学校の通学区域の取扱いについて。

小中学校の通学区域の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

86ページをお願いいたします。

26-23. 小中学校の通学区域。

調整方針（案）。

通学区域については、現行のとおりとする。ただし、教育的・社会的状況の変化に適切に対応するものとするということでございます。

そのページには関市の小学校、11校書いてございます。

そして、87ページにつきましては、町村の小学校、武芸川町が3校、武儀町が2校です。その他はそれぞれ1校ということになっております。

88ページにつきましては、中学校の学校名等が書いてございます。関市が6校、町村につきましては、それぞれ各1校ということでございます。

よろしく御協議のほどお願いいたします。

○議長

小中学校の通学区域の取扱いについて御協議を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これも次回の協議会の承認事項として調整方針を提案する旨確認をいたします。

続きまして、協議第17号の学校教育関係事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

90ページをお願いいたします。

協議第17号 学校教育関係事業の取扱いについて。

学校教育関係事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

26-24. 学校教育関係事業。

調整方針（案）。

1 遠距離通学補助については、現行のとおりとする。資料は91ページです。

2 スクールバスの運営管理については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、合併後、効率的な運営を検討するものとする。資料は92ページです。

3 語学指導助手派遣事業については、各小中学校の教育計画に基づく適正な配置を行うものとする。資料92ページです。

4 学校給食センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐものと

する。ただし、合併後、当該施設の効率的な運営に努め、そのあり方について検討するものとする。資料は93ページでございます。

遠距離通学の補助につきましては、91ページのように、それぞれの市町村でなさっていらっしゃいます。

そして、92ページにつきましては、上の段がスクールバスの運行ということで、洞戸村、板取村、武儀町で実施しています。

そして、語学指導助手の派遣事業につきましては、6市町村すべてでこのような内容で実施中です。

そして、93ページでございますが、給食センターにつきましても6市町村すべて直営で運営をしていただいていると、こういう内容でございます。

御協議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

学校教育関係の事業の取扱いについて御協議を願います。

○福田尚雄委員

この件について、調整案については異論はありませんが、中身に入りましたところ、若干大きな差があるということで、要望させていただきたいと思えます。

特に語学指導助手の関係につきまして、92ページをごらんいただきますと、中ほどの配置といえますか、派遣人員、ALTの関係ですが、関市については関商工で1人、小中学校で3人、そのほか、洞戸から武芸川町まで各郡については小中学校に1人と、こういう配置を現在行っておるわけなんです。関市の小中学校を見ますと、小学校だけでも11、あるいは中学校だけでも6、さらに学級数を比べると、郡部よりはるかに多い中で3人というのは非常に少ない数値のように見受けられますので、今後、教育の中で、この関係につきましては、調整案に「小中学校の教育計画に基づく適正な配置」とありますけど、十分教育委員会等での御協議をお願いしたいのと、さらには幹事会等でもこの件についてできるだけ配慮をお願いしたい。と申しますのは、関市の方をもう少し重点的に配置をお願いしたらありがたいと、こういう要望でございますのでよろしくお願い致します。

○議長

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次回の協議会で承認事項として調整方針を提案することにしたしたいと思います。

続きまして、協議第18号の文化振興事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

95ページをお願いいたします。

協議第18号 文化振興事業の取扱いについて。

文化振興事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

96ページをお願いいたします。

26-25. 文化振興事業。

調整方針（案）。

1 各町村の指定文化財については、個人所有の動産を除き、新市に引き継ぐものとする。

2 文化財保護審議会については、地域の状況を踏まえ、各分野ごとに選出するものとする。

3 文化協会については、合併時に統合するものとし、組織の運営等に関しては現関係役員が協議して定めるものとする。

4 美術館、博物館及び民俗資料館については、現行のまま新市に引き継ぐものとするということでございます。

各種指定文化財の数につきましては、96ページに書いてございます。

そして、98ページにまいりますと、文化財保護審議会、さらには文化協会の内容について書いてございますし、99ページから101ページにつきましては、それぞれの美術館、博物館の概要が書いてございますので、資料として御参考までによりしくお願いしたいと思います。

よろしく御協議のほどお願いいたします。

○議長

文化振興の事業の取扱いについて説明をいたしました。この件につきまして御協議願いたいと思います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次回の協議会に承認事項として調整方針を提案することに確認をいたします。

続きまして、協議第19号 生涯学習関係事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

102ページをお願いいたします。

協議第19号 生涯学習関係事業の取扱いについて。

生涯学習事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

103ページをお願いいたします。

26-27. 生涯学習関係事業。

調整方針（案）。

1 社会教育委員については、公民館運営審議会委員を兼務し、関市7名、武儀町及び武芸川町各2名、洞戸村、板取村及び上之保村各1名とす

る。なお、報酬等については、関市の例によるものとする。資料は103から104ページにあります。

2 公民館事業については、各町村の施設を地区公民館と位置づけ、地域の特色ある活動を生かし、生涯学習の推進に努めるものとする。104ページに資料がございます。

3 図書館については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、町村の図書館、図書室を分館または分室とする方向で調整するものとする。資料は105ページです。

4 成人式については、関市の例（式典のみの開催）を基本に調整するものとするが、旧町村単位で開催し地域の実情に応じて調整するものとする。資料は106ページです。

5 社会教育団体については、関市に準ずるものとし、組織の運営等に関しては合併時まで調整するものとする。資料は107ページです。

6 体育指導委員については、地域スポーツの振興を図るため、各地域に体育指導委員を置くものとする。ただし、委員数については必要最小限の委員で調整するものとする。なお、身分等については関市に準ずるものとする。これは108ページに資料がございます。

7 体育協会については、現在の加盟団体は現行のとおり新市に引き継ぐものとし、組織の統合、運営等に関しては現関係役員が協議して定めるものとする。資料は109ページです。

8 各種スポーツ・レクリエーション大会については、地域の特性を踏まえて合併時まで調整するものとする。資料は110ページでございます。

なお、103ページには、社会教育委員のそれぞれ6市町村の内容を書いております。

そして、104ページ、公民館施設、あるいはその一番下には公民館運営審議会の人数も載せてございます。

105ページには、それぞれの市町村の図書館、あるいは図書室が書いてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

106ページには、成人式について書いてございますが、開催日もそれぞれでございますし、内容についてもそれぞれでございます。そして、その下には生涯学習作品展等の内容も書いてございます。

107ページには社会教育団体の女性会の関係を書いてございます。

そして、108ページにはPTA連合会の関係が上の段でございますし、下ほどは体育指導委員の委員数を載せてございます。

そして、109ページには体育協会の加盟団体、さらには補助金の金額も書いてございます。

110ページは各種スポーツ・レクリエーション大会、このように多種多様な大会をしていただいているということでございます。

よろしく御協議のほどお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。生涯学習関係事業につきまして、御協議を願いたいと思います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これも次回の協議会の承認事項として調整方針を提案することで確認をいたします。

以上をもちまして、3の協議事項は全部終了いたしました。

4 次回（第11回）協議会での協議事項（資料提供）

○議長

次に、4の次回（第11回）協議会の協議事項について、5項目ございますが、一括して事務局から説明を願います。

○事務局長

112ページをお願いいたします。

次回（第11回）協議会の協議事項。

ここに、コミュニティ施策についてと、その他協議が必要な事項、括弧書きで4点、合計5点書いてございます。これで資料としてはすべて提出が終了すると、このような状況になっておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、113ページをお願いしたいと思います。

コミュニティ施策についてでございます。

ここの113ページにつきましては、集会所についての補助の内容が書いてございます。関市は建設の場合は2分の1補助の500万円上限、改修は2分の1の200万円上限ということになっておりますし、武儀町はこのような経費、用地造成、石積み等々につきまして200万円を上限で造成補助ということになっておりますし、改修補助につきましても2分の1以内ということになっております。申しおくれましたが、洞戸村につきましては、改修補助が3分の1以内、それから、冷暖房機設置補助が3分の1補助ということです。上之保村は建設補助が1平米当たり1万2,000円、そして、改修補助は一律5万円、武芸川町は対象経費の3分の1以内ということになっております。

それでは、114ページをお願いしたいと思います。

114ページにつきましては、一番上に関市にございますふれあいセンターの名称等を書いてございますし、中ほどは、関市にございます公民館センター、61館ございます。このような内容になっております。

そして、115ページにつきましては、公民館等の施設の一覧ということで

ございますが、このページは関市でございます。左から公民館、ふれあいセンター、公民センター、集会所となっております。集会所は非常に数が多いございまして、補助等を出している集会所だけでも95カ所ございます。

そして、116ページにまいりますと、洞戸村、板取村、武儀町、上之保村、武芸川町のそれぞれの集会所、あるいは集落センター等々の一覧を載せてございます。洞戸につきましては、村が事業主体で建設なさっているもの、さらには地区が事業主体で建設なさっているもの、双方ございます。こういう状態のところは武儀町と上之保村、武芸川町にもございます。一覧表がこうなっておりますので、よろしく申し上げます。

117ページにつきましては、公民館等の施設の個表というのをつくりました。建設年度、規模、事業主体、補助事業名等をそれぞれ一覧で書いてございます。117ページは関市、118ページまで関市でございます。119ページは洞戸村、120ページは板取村、121ページは武儀町、122ページは上之保村、123ページは武芸川町となっております。

124ページにまいりますと、それを縦にちょっとまとめてみました。一番上が中央公民館に該当するもの、その次が地区公民館に該当するもの、そして、ふれあいセンターに該当するもの、それから、関市の公民センターに該当するもの、それから、関市の集会所に該当するものということで、先ほど申しましたように、自治体が建設したものにつきましては、関市の公民館に該当するもので集会所として載せました。そして、関市が地元で建設なさっている集会所につきましては、ほかの自治体につきましても地元でつくられた集会所ということで、このような形になっておりますので、よろしく申し上げます。

125ページにまいりますと、その他協議が必要な事業の中の、いわゆる第三セクターの関係について書いてございます。125ページ、左から長良川鉄道、そしてラステンほらど、奥長良川名水有限会社、それから有限会社スイス村、それぞれ所在地から出資割合、事業目的等々書いてございますし、一番下は営業年度が書いてございます。

そして、126ページはエコピア平成、それからこぶし街道、ハートランドかみのほ、それぞれの施設があるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、その次のページでございますが、次は除雪の関係でございます、これにつきましては、127ページでございますが、洞戸村、板取村、武儀町がそのページに、除雪目的から順番に書いてございます。板取村は雪センサーというのを設置されておりますし、そのほかにつきましてはおおむね10センチ以上の積雪ということで対応していただいているようでございます。

そして、128ページには、上之保村と武芸川町の除雪の内容でございます。

ここにつきましても、10センチ以上の積雪ということになっております。

129ページにつきましては、それぞれの職員による体制、あるいは委託等々の対応の内容、さらには除雪車両の保有台数も掲げてございますので、御参考までによりしくお願いしたいと思います。

130ページには、飛騨合併協議会と飛騨市の調整方針が載せてございますので、御参考までによりしくお願いしたいと思います。

次のページにつきましては、社会福祉協議会でございます。

131ページでございますが、それぞれ社会福祉協議会は設けておられます。内容について書いてございますし、一番下は市町村の補助金も書いてございます。関市は4,995万4,000円、洞戸村は335万9,000円、板取村は1,489万5,000円、武儀町は1,565万4,000円、上之保村は148万7,000円、武芸川町は1,689万5,000円と、このような内容になってございます。

そして、132ページにまいりますと、二重丸が左に打ってございますが、そののみ説明いたしますと、地域福祉の推進ということで、このページの内容になっておりますし、133ページは老人・障害者福祉事業というのもそれぞれの市町村でやっていただいております。

134ページにまいりますと、児童福祉事業、市民参加事業、市民ふれあい事業、調査広報事業、福祉教育の推進というのをそれぞれしていただいております。

135ページは、ボランティア活動事業、ボランティア養成事業、各種団体等育成事業、募金活動、共同募金配分事業、貸付金事業でございます。

136ページにまいりますと、受託介護事業、介護保険事業、移送サービス事業、生きがい活動支援通所事業、地域福祉権利擁護事業、ふれあいのまちづくり事業、相談事業等々、多種多様でございます。

そして、この法令の根拠でございますが、社会福祉法を抜粋して載せてございます。109条を書いておりますので、御参考までによりしくお願いしたいと思います。

そして、138ページにまいりますと、合併特例法にもこのことが書いてございまして、138ページの第16条でございますけれども、8項で「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない」と言っているわけでございます。留意事項もここに書いてございますので、よりしくお願いしたいと思います。あくまでも民間の自主的な組織であるということもこの中でうたっております。そして、先進事例が飛騨市、南アルプス市、安芸高田市、それぞれ載せてございます。御参考までによりお願いいたします。

そして、139ページにまいりますと、シルバー人材センターについて書いてございます。これにつきましては、それぞれの6市町村にあるわけでご

ざいまして、登録者数が中ほどに書いてございます。関市が637人、洞戸村が72人、板取村が64人、武儀町が151人、上之保村が127人、武芸川町が112人となっております、対象年齢はすべて60歳ということになってございます。

そして、次のページでございますが、140ページにまいりますと、それへの事業費助成、あるいは事業実績が書いてございます。

141ページにまいりますと、市町村の委託事業の一覧表でございますし、下の段は民間の委託業務、それぞれここにありますがいろいろな業務をシルバー人材センターに委託していただいていると、こういう状況でございます。

142ページには、「シルバー人材センターとは」という、いわゆる位置づけが書いてございまして、2行目には「自主・自立・共働・共助」の理念、これを基本としているということでございます。

以上、次回協議会での協議事項について、資料を御説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長

ただいま次回協議会で協議事項として説明を申し上げましたが、何かこれにつきまして御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

特にないようでございますので、各委員さんにおかれましては、次回の協議会までに十分御検討いただくようお願いをいたしたいと思っております。

5 新市建設計画報告書（案）について

○議長

次に、5の新市建設計画報告書（案）につきまして、小委員会の成瀬委員長さんに御出席をいただいておりますので、経過の報告をお願いします。

○成瀬豊勝新市建設計画作成小委員会委員長

大変長時間ご苦労さんでございます。

ただいま議長さんの方からお話ございましたように、小委員会の御報告をさせていただきますが、新市建設計画作成小委員会の経過報告でございます。武芸川町の合併協議会への参加を受け、新市建設計画作成小委員会では第6回を4月5日、第7回を4月12日、第8回を4月16日の計3回、武芸川町も含めた新市の建設計画について協議をしてまいったわけでございます。先日お配りしました新市建設計画報告書（案）のとおり承認をされましたので、御報告を申し上げる次第でございます。

なお、詳細につきましては、事務局長の藤川が説明をいたしますので、よろしく願いを申し上げます。

藤川君、説明をお願いします。

○議長

局長、説明願います。

○事務局長

それでは、まず、今まで続けてきました資料の144ページをお願いしたいと思います。本日1枚別紙のような形でつけ加えさせていただいたものがございますが、今、小委員会の委員長さんからお話ございましたとおり、4月5日に第6回の新市建設計画作成小委員会を行いました。内容につきましては、新委員の紹介、規程の改正、今後のスケジュール（案）について、新市建設計画の案についてございました。1週間後の12日に第7回の小委員会を開かせていただきまして、その1週間の間にいろいろいただきました御意見を修正して御報告し、御協議いただいたわけでございます。

その中で、内容といたしましては、新市建設計画（案）の修正及び承認ということになっておりますが、いま一度小委員会を開いて協議したいという御意見がございまして、4日後の16日に第8回の新市建設計画作成小委員会を開きました。その場で、小委員会の皆様方の御承認を得まして、先にお配りしました、この水色の新市建設計画報告書（案）を取りまとめたわけでございます。この資料をもちまして、実は小委員会の御承認を得ましたので、県の事前協議に現在入っております。これが約1カ月かかりまして、5月の連休明けには県からの最終的な御意見等を添えた御報告があるかと思っております。そして、それを待ちまして、第9回の新市建設委員会を得まして、そして、さらに県の正式協議が入ることになるということでございますので、本日は報告書（案）ということで御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、ごく簡単に内容について御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

前半については、通り一遍的なことでございますし、12ページからは過去の人口等の推移でございますので、これは実績でございますので御説明は省略させていただきます。

そして、17ページにまいりますと、行財政の状況ということでございまして、6市町村が合併いたしますと、財政力指数は0.542になるということがここにうたっているわけでございます。

そして、18ページには、この区域の森林は80.9%と、8割以上を占めるということでございます。

19ページは人口の将来の推計でございますが、棒グラフを見ていただきますと、一番左に平成12年の国勢調査によりまして、6市町村合計で9万2,061人でございます。平成27年には9万5,523人になるだろうということで、考え方としては欄外に書いてございますコーホート法という方法で算出したわけでございます。

20ページは世帯数が書いてございますが、棒グラフは世帯数、折れ線グラフは一世帯の人数でございます。世帯数は右肩上がりです。その反対に核家族化がどんどん進んでいくという状況でございます。

23ページをあけていただきますと、基本理念ということが書いてございまして、ここの図に書いてございますように、「自立と改革」というのを中心に据え、3点の内容で推進するということでございます。

24ページは新市の将来像ということで、「水と緑の交流文化都市～ときめき・きらめき・いきいき・せきし～」ということで、下の段の6つの基本方針を掲げてございます。健康で長生きできるまちづくり、これはちょうど30ページ、さらには36から41ページに出てきます。便利で安全に暮らせるまちづくり、31ページと42から50ページに出てきます。活力ある地域産業のまちづくり、32ページと51から57ページ、快適な環境とうるおいのあるまちづくり、33ページと58から63ページに出てきます。豊かな心を育む文化のまちづくり、これは34ページと64から68に出てきます。住民参画による協働のまちづくり、これは35ページと69から71ページに出てきます。

そして、25ページには建設の戦略プロジェクトを4つの観点からうたいました。御参考によりしくお願いしたいと思います。

27ページにまいりますと、この地区を3つのゾーンにくくりました。まず、(1)でございますが、関・武芸川南部地域ゾーン：交流文化拠点ゾーンということで、方針といたしましては、新市の経済・生活拠点として、地域の原動力や活力を生み出す核的機能の充実を図り、総合的な都市機能を有したまちづくりを行いますということです。

28ページにまいりますと、(2)洞戸・板取・武芸川北部地域：自然や文化との共生交流ゾーンということで、整備方針といたしまして、市民に豊かな自然環境を提供するレクリエーション機能の充実と、新市の観光・交流拠点の充実を図ります。また、人と自然が共生する住環境を整備し、郷土文化が薫る暮らしづくりを推進しますということです。

(3)の武儀・上之保地域は、緑の生活文化ゾーンということで、整備方針として、恵まれた自然・緑を活かした居住空間の整備と文化教育機能の充実を図りますということです。

29ページには、それを地域のゾーニングということで図式化いたしました。一番下に関市、そして武芸川町南部、右上が武儀町と上之保村、左上が武芸川町の北部、洞戸村、板取村のゾーンでございます。

そして、30ページからはその中分類的なことでございますので割愛させていただきます。36ページから主要事業として細かくそれぞれ書いてございます。36ページは健康で長生きできるまちづくりということでございまして、1次医療から3次医療のことも書いてございます。

そして、37ページにつきましては、元気で健やかな人づくりと健康の増

進ということで、1行目には「ニコニコ生き生きプラン」（健康せき21計画）というのを書いてございますし、板取川温泉周辺のクアハウスの関係等も書いてございます。

そして、38ページでございますが、児童福祉の向上と子育て支援体制の充実ということでございまして、保育園の関係、あるいは下には母子・父子福祉の向上ということで、ひとり親家庭の支援、さらにはつばき荘の改修も入れてございます。

39ページにまいりますと、(4)といたしまして、障害者(児)が安心して暮らせる環境の充実ということで、ノーマライゼーション、あるいは社会福祉協議会等々の言葉も入れながら、「情緒障害児が、学校や社会生活へ適応できるよう、情緒障害児短期入所治療施設と連携をとっていく」と、こういう文面も入れてございます。

そして、40ページにまいりますと、高齢者の生きがいづくりと相互扶助の推進ということでございまして、ここでシルバー人材の関係、老人クラブ、あるいは介護保険制度について入れてございます。

41ページは地域福祉の推進で、ふるさと福祉村、あるいはグループホームの関係がここに来ていたわけでございます。

42ページにまいりますと、便利で安全に暮らせるまちづくりということで、道路網等がここから入ってくるわけでございますが、旧市町村間を結ぶ連絡道路の整備が42ページでございます。志津野～八神線、あるいは寺尾坂をここに入れてございます。

43ページにまいりますと、広域高速道路の関係で、上の段は東海環状自動車道、下は国道156、248、418、256号のそれぞれの改良促進等々が入っているわけでございます。

44ページにまいりますと、近隣都市との連携を図る県道の整備促進ということで、ここに書いてございますような県道の整備を入れているわけでございます。

下の段は、地域内の幹線道路の整備と生活道路の整備ということでございまして、次の45ページに、主要事業ということで、重立ったもののみここへ入れてございますので、御参考までによりしくお願いしたいと思います。

46ページにまいりますと、公共交通機関の整備による住民の利便性の向上ということで、①でバス運行の充実、先ほど出ておりました自主運行バス、あるいは高速バスもここへ入っています。下の段は長良川鉄道でございます。

47ページにまいりますと、高度情報化社会に適応した情報通信基盤の整備ということでございまして、いわゆる地域情報化、あるいは電子自治体と、文書の中では光ファイバー、ケーブルテレビ等々がここに入ってきて

いるわけでございます。

48ページにまいりますと、治山・治水事業の推進ということで、急傾斜地の崩壊対策事業、さらには下の段は治水ということで、排水路、あるいは雨水渠等々がここに入ってくるわけでございます。

49ページにまいりますと、防災体制の整備ということでございまして、ここでは消防体制の確立ということもありますし、あるいは雪害の関係もここへ入ってきております。

下の段は消防施設の整備ということで、これは中濃消防組合と連携しながら、各地域に適正な消防力の配置を行うということを書きの中です。主要事業としては、耐震性貯水槽とか、あるいは詰所、車両等々が入ってくるわけでございます。

50ページにまいりますと、交通安全と防犯対策の充実ということでございまして、これは通学路、あるいは交通安全という観点からいろいろな施策を講じていくというものです。下の段は防犯活動ということでございまずので、警察などと協力しながら犯罪防止に取り組むということでございます。

51ページにまいりますと、活力ある地域産業のまちづくりといたしまして、新産業・雇用の創出と勤労者支援の充実ということで、関テクノハイランド、あるいは関ロジスティクス等々がここへ入ってきているということです。下の段につきましては、勤労者支援の充実ということで、Uターン、あるいはIターンという言葉もこの中で掲げました。

52ページにまいりますと、地場産業の高度化と高付加価値なものづくりへの支援ということでございまして、上の段は、いわゆる高付加価値、特化したものづくり産業の立脚という言葉も入れてございます。下の段は、地場産業の活性化ということで、刃物のまち、さらには木材住宅産業等が入っておりますし、水を生かした産業という言葉もここへ入れてあります。

そして、53ページにまいりますと、商業の活性化と消費者保護ということで、商工会議所や商工会、さらにはTMOという言葉もこの中でうたっております。

54ページにまいりますと、農業と畜産業の振興ということでございまして、上の段につきましては、農業・畜産業の振興ということで、農業経営、さらには武儀町で行われております楽しく農業学園の推進も入っております。下の段は、農村基盤の整備ということで、それぞれの地域で農道や農業用水の整備等々を行うということでございます。

55ページにまいりますと、林業の振興と林業基盤の整備ということで、水源涵養、あるいは森林づくりというのが上の段にございまずし、下の段は林道の整備を中心に各種事業を書いていると、こういうことでございまず。

56ページにまいりますと、ここでは観光資源の発掘とネットワークの形成ということで、各地域でのイベント内容等も書いてございます。その中でイベントの振興、体験農園の整備、高賀癒しの郷、あるいは寺尾ヶ原千本桜公園の整備等々を入れてございます。

そして、57ページにまいりますと、観光ネットワーク形成の推進ということで、名称等を文書の中に入れ込みました。いわゆる観光ネットワークを形成するというところでうたっております。

58ページにまいりますと、快適な環境とうるおいのあるまちづくりということでございまして、自然と調和した環境づくりということで、人と水と緑の調和等々について書いてございます。

59ページは、地球にやさしい生活環境づくりと循環型社会の確立ということでございます。グリーン購入、ごみの堆肥化等、あるいはISO14001もこの中に入っております。

60ページは公害防止ということで、公害測定を行うということです。

61ページにつきましては、住環境の整備と市街地及び都市景観の整備ということでございまして、この中で公営住宅、あるいは火葬場等のことが出てきているわけでございます。下の段は区画整理事業を挙げてございます。

そして、62ページにまいりますと、電線類地中化等を中心とした中心市街地及び都市景観の整備ということで、サイン計画も入っているわけでございます。

63ページは、上下水道についてこのような形になっておりますので、よろしく申し上げます。

64ページは豊かな心を育む文化のまちづくりということでございまして、生涯学習、スポーツの関係、あるいは65ページには、幼稚園から高等学校までの学校の関係を66ページにわたって入れてございます。

67ページは文化芸術の関係でございまして、よろしく申し上げます。

68ページは国際交流、そして69ページは住民参画による協働のまちづくりということでございます。

70ページにまいりますと、ひとづくりとまちづくりということで、ここで合併特例債の基金が出てきているわけでございます。

そして、71ページにまいりますと、定員適正化計画の関係でございまして。

そして、72ページから県事業ということでございます。73、74、75ページまでそれぞれ県事業が書いてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

77ページにまいりますと、財政計画ということでございまして、下の(2)が期待される合併効果ということでございまして、人件費と物件費に焦点を合わせて59億円、29億円、計88億円と書かせていただきました。

78ページから79ページは財政計画表ということで、左が前期計画、右が後期計画でございます。特に歳入の地方債につきましては、17年度が68億9,500万円非常に多いでございますが、ここへ基金の造成の34億8,000万円を入れます。そして、歳出の積立金のところが、17年度は50億1,000万円ということで非常に多いでございますが、ここへ基金造成36億6,000万円を入れるということになっておりますのでよろしく願いいたします。このような財政計画をつくったものでございます。

その後は資料編でございますので、このような内容のもとに78ページ、79ページを作成したというものでございますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上でございます。

○成瀬豊勝新市建設計画作成小委員会委員長

今、局長の方から新幹線並みの速さで説明をして、大変御苦労さんでございました。先ほども申し上げましたように、小委員会としましては、細部にわたりまして検討してきたものを、今、報告をしたわけでございますが、これによりまして皆さんの承認を受けたいと思っておりますが、どうでしょうか、皆さん、よろしく願います。よろしいですか。

○議長

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

どうもありがとうございました。

○成瀬豊勝新市建設計画作成小委員会委員長

どうもありがとうございました。

以上で、小委員会の説明報告を終わります。

○議長

どうも御苦労さんでした。ありがとうございました。

6 その他

○議長

それでは、そのほか、ございませんか。

○長屋勝司委員

すみません、時間が来ましたが、1分間お願いしたいんですが、今、協議事項、極めてスムーズに1から19まで行われまして、本当に御苦労さんでございました。その中で、ちょっと私、漏らしましたんですが、大変スムーズに行く中で、2、3号の議案の中で、特に3号、26ページでございますけれども、直接私に関係する岐阜県退職手当組合の問題がございまして、先ほど各郡の町村長さんがだれか言ってくれるかなと思っておったんですが、何も発言がなかったので、どうか委員の皆さんに御了解を得てお

きますけれども、たしか承認ということになったのか、後日になったのかわかりませんが、退職手当組合は現在、岐阜県の職員に関係する問題でございまして、今、6つの市が入らないわけでございます。大垣、岐阜市、関、中津川、多治見、高山、この6つの市が入らないということで、そのほかの市町村は全部入っておるんですが、退職手当組合の中では、何とか市に入ってほしいという協議をしておりますけれども、なかなか問題点があります。したがって、今のように関市さんが入らないよということになると、我々5つの町村は退職手当組合から出てこなければならぬ、それに関係して、6つの市が入らないと、岐阜県で26の町村が脱退をすることになって、市独自の運営になるわけでございます。これも仕方がないなと思いますが、これは後日、県の退職手当組合の組合議会で協議することになっておりますので、まことに申しわけございませんが、この3号議案については、後日の承認ということにさせていただきたいということで会長さんをお願いしますが、よろしく申し上げます。

○議長

どうもありがとうございました。

今、申し上げられましたとおりでございますので、この議案につきましては、次の協議会の承認事項として、調整方針のとおり提案していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

どうもありがとうございました。

そのほか。

○本田 修委員

最後になりますが、大変申しわけないですけど、たしか11月か12月のこの法定協の場でございますが、支所機能について、支所の取扱いについてということで協議があったときに、おおむね調整案には賛成をするというお話であったんですが、本日の資料の3ページにもございますが、「住民サービスに急激な変化をきたすことのないように配慮する」という大変抽象的な文言で、このことについてはこの場で私、発言をしましたが、細かいことについて、もう少しここで協議してほしいというふうに提案をいたしましたところ、議長さんの方より幹事会で協議をして、そして、この会議の場に報告をし、協議をしていきますというお話でございましたが、先ほどからお話もありましたように、6月の議会では議決をしなければならないと。我々、吸収（編入）合併される側としますと、この支所の取り扱いは、大変大きな問題でございます。幹事会の方で、どうも関市の方から提案をされて、ちょっとこれでは呑めないということで、再度提案は関市の方にゆだねられているというふうに報告を聞いておりますが、できるだけ早く関市の方からの提案を出していただきまして、我々の方、「はい、わかりまし

た」ということがなかなかできないと思うんです。当然ですが、我々それぞれの町村でそのことについて十分検討していきたいと思いますので、できるだけ早急に関市の案の方を提出していただきまして、我々の方も支所の取り扱いというか、支所機能につきましては、大変関心のあることですので、よろしく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長

わかりました。

そのほか、ございませんか。

○事務局長

失礼します。たびたびで申しわけございませんが、1カ所訂正をよろしくお願ひしたいと思いますが、武芸川町加入に伴う追加資料というところがございます。本日は、これを使いませんでしたが、資料ということで御参考までによろしくお願ひしたいんですが、その18ページでございます。18ページの下の方の表の増員数というところがございまして、洞戸村から始めて、1、1、1、1、2になって、合計が4になっておりますが、これは非常に単純なミスで、大変申しわけございません。6でございますので、訂正のほどをよろしくお願ひいたします。18ページでございます。

〔発言する者あり〕

やっていますか。そうですか。大変失礼しました。気がついてはおったんですが、訂正かけてあるのと、かけていないのとがあるようでございまして、大変失礼しました。御訂正のほどをよろしくお願ひします。

○議長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、第10回の関市・武儀郡町村合併協議会はこれで終了いたします。

なお、次回は11回の協議会、5月11日火曜日14時からこの会場で開催予定でございますので、よろしくお願ひします。

きょうはどうもありがとうございました。

午後4時04分 閉会